

# 赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業

## 基本協定書（案）

平成30年7月5日

函館市企業局



## 赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 基本協定書（案）

函館市企業局（以下「発注者」という。）および〇〇会社（以下「受注事業者」という。）  
[グループの場合：代表企業〇〇会社，構成企業〇〇会社，構成企業〇〇会社および構成  
企業〇〇会社（以下「受注事業者」と総称し，受注事業者を代表する企業である〇〇会社  
を「代表企業」，代表企業を含む受注事業者を構成する企業を「構成企業」という。）]は，  
赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業（以下「本事業」という。）に関して，以下  
のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この基本協定は，本事業を円滑に履行するにあたり必要な事項を定めるとともに，  
発注者，受注事業者および第6条に規定する特別目的会社（以下「SPC」という。）が，  
赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）  
および赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 事業契約書（以下「事業契約」と  
いう。）の締結に向けて，必要な事項を定めることを目的とする。

### （本事業の内容）

第2条 本事業の内容は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 受注事業者は，第6条に規定するSPCを設立する。
- (2) 発注者は，本事業を円滑に履行するにあたり，発注者，受注事業者およびSPCの義  
務および権利等の基本事項を定める基本契約を受注事業者およびSPCと締結する。
- (3) 発注者とSPCは，基本契約締結後，速やかに事業契約を締結するものとする。
- (4) SPCは，本事業における設計業務，工事業務（以下「建設業務」という。），運転管  
理業務および保安全管理業務等（以下「管理業務」という。）の全部または一部を構成  
企業に委託し，または請け負わせることができる。
- (5) 前号に規定する建設業務および管理業務に係る役割分担の詳細については，事業契  
約締結までに，発注者に通知するものとする。

### （責務）

第3条 発注者と受注事業者およびSPCは，基本契約，事業契約の締結および本事業の実  
施に向けて，この基本協定を誠実に履行する。

- 2 受注事業者は，基本契約および事業契約締結のための協議にあたり，赤川高区浄水場  
プラント設備更新整備等事業受注候補者選定審査委員会および発注者の要望事項を尊重  
する。

### （リスク分担）

第4条 発注者と受注事業者およびSPCは，本事業の履行に係るリスクを最も効率的に管  
理し得る者が適切に負担することをそれぞれが確認する。

2 発注者と受注事業者およびSPCのリスク分担は、事業契約までに協議して定めるものとする。

(事業期間)

第5条 本事業の事業期間は、事業契約で定める日から2041年3月31日の夜間運転管理業務終了までとする。また、建設業務および管理業務の期間は、次の各号の規定による。

(1) 建設業務期間は、事業契約で定める日から2029年3月31日までとする。

(2) 管理業務期間は、更新施設が各設備の工事業務完成後から2041年3月31日の夜間運転管理業務終了まで、既存施設が2021年4月1日から2041年3月31日の夜間運転管理業務終了までとする。

2 赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 実施要項2.8および赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 業務要求水準書第1章2.9に規定する合意延長が実施された場合は、前項の事業期間を延長することができる。

(特別目的会社の設立)

第6条 受注事業者は、この基本協定の締結日から2019年 月 日までの間に、事業契約の履行を目的とするSPCを設立しなければならない。

2 SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とし、SPCの登記上の本店所在地は、北海道函館市内とし、その商業登記簿謄本および現行定款の原本証明付写しを発注者に提出しなければならない。

3 前各項のSPC設立にあたり、構成企業は、SPCに出資するものとする。また、発注者が別途発注を予定している「(仮称)赤川高区浄水場ろ過池等更新工事」の設計会社(以下「土木等設計会社」という。)は、SPCの出資会社となることができる。

4 発注者は、次の事項が認められる場合、構成企業および土木等設計会社以外の出資のほか、構成企業の変更を承諾することができる。

(1) 建設業務の全部または一部が完了、または、管理業務の一部が完了、もしくは、業務内容が変更となった等の事由が生じた場合。

(2) 本事業をより効率的かつ効果的に実施できる場合。

5 SPCの資本金は〇〇(SPC出資者の提案金額)円とし、代表企業の株式保有は、SPCの設立から本事業終了まで議決権割合が100分の50を超えるものとしなければならない。

6 SPCの設立にあたり、受注事業者の構成企業は、原則として変更できないものとする。  
ただし、構成企業のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面したなど、やむを得ない事由により当該企業のSPCへの出資が困難な状態となった場合には、代表企業は直ちに発注者に通知するとともに、当該企業を除く構成企業は、連帯して必要な資金を確保し、前各項に規定するSPCを設立しなければならない。

7 受注事業者は、SPCの設立後、速やかに出資の誓約および保証する書類(任意様式)を発注者に提出するものとする。

8 受注事業者は、SPCの定款において、会社法第326条第2項に定める監査役の設置に関する規定により監査役を置かなければならない。

9 受注事業者は、SPCの取締役および監査役等が選任され、または改選された場合、発注者に報告させるものとする。

(事業契約等)

第7条 受注事業者およびSPCは、この基本協定締結後、2019年3月頃を目処に、発注者と基本契約を締結するものとする。

2 発注者とSPCは、基本契約締結後、速やかに事業契約を締結するものとする。

3 発注者および受注事業者は、事業契約の締結後も、本事業履行のために協力するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成企業に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、発注者は、事業契約を締結しないことができる。

(1) 構成企業のいずれかが、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年 法律第54。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定により、排除措置命令が確定したとき、または、同法第49条第6項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 構成企業のいずれかが、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第50条第5項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、または同法第50条第4項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3) 構成企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、または棄却する判決が確定したとき

(4) 構成企業のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 前各号のほか、事業契約の締結までに、構成企業のいずれかが、本事業に係る実施要項において規定されたプロポーザル参加資格の全部または一部を喪失したとき。

5 SPCは、事業契約の締結後、構成企業との間で業務の分担に関する協定を締結し、当該協定書の写しを、発注者に提出するものとする。

6 前項の規定に基づき業務の分担を受けた構成企業は、業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 発注者とSPCとの間で事業契約の締結に至らなかった場合、発注者、受注事業者およびSPCが本事業の実施のための準備に関して既に支出した費用は、各自の負担とし、発注者、受注事業者およびSPCは、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 発注者、受注事業者およびSPCは、本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員、社員および代理人以外の第三者に漏洩してはならず、また、この基本協定、基本契約および事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、以下の各号のいずれに該当する情報は、この限りではない。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者または受注事業者もしくはSPCのいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
- (4) 発注者および受注事業者が、この基本協定に基づき秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

2 前項の規定にかかわらず、発注者および受注事業者ならびにSPCは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士および国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号。その後の改正を含む。））に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が函館市市議会に開示する場合

(基本協定の変更・権利義務の譲渡の禁止)

第10条 この基本協定の規定は、発注者および受注事業者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

2 発注者および受注事業者は、相手方の書面による承諾なく、この基本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡または担保権の設定をしてはならない。

(基本協定の有効期間)

第11条 この基本協定の有効期間は、この基本協定の締結の日から第5条に規定する本事業の終了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定の効力は、この基本協定の有効期間満了後も存続する。

(疑義)

第12条 この基本協定に定めのない、またはこの基本協定の解釈に疑義が生じた場合は、発注者および受注事業者は、誠意を持って協議により解決するものとする。

(準拠法および管轄裁判所)

第13条 この基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する一切の紛争については、函館地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本書を2通作成し、発注者および構成企業はそれぞれ記名押印の上、  
発注者および代表企業が各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

所在地 函館市末広町5番14号

氏名 函館市公営企業管理者 企業局長 川越 英雄 印

受注事業者

(代表企業)

所在地

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

(構成企業)

所在地

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

(構成企業)

所在地

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

(構成企業)

所在地

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

(構成企業)

所在地

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印